

9 福祉・介護職員等処遇改善加算 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ～ニ （略） 2 （略）	9 福祉・介護職員等処遇改善加算 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ～ニ （略） 2 （略）
--	---

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 計画相談支援給付費単位数表 1 計画相談支援費 イ・ロ （略） 注1 （略） (1) 機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に対して子ども家庭庁支援局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長（以下「障害保健福祉部長」という。）が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（同条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。11において同じ。）(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。)を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定特定相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。 (2)・(3) （略）	別表 計画相談支援給付費単位数表 1 計画相談支援費 イ・ロ （略） 注1 （略） (1) 機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数(同条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。11において同じ。）(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。)を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定特定相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。 (2)・(3) （略）

2 (略)

(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。

(2)・(3) (略)

3～12 (略)

13 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所において、イの(1)の機能強化型サービス利用支援費(I)若しくは(2)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又はロの(1)の機能強化型継続サービス利用支援費(I)若しくは(2)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号）第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

2・3 (略)

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして、市町村長に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別に子ども家庭

2 (略)

(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。

(2)・(3) (略)

3～12 (略)

13 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、イの(1)の機能強化型サービス利用支援費(I)若しくは(2)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又はロの(1)の機能強化型継続サービス利用支援費(I)若しくは(2)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号）第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

2・3 (略)

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を

庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ (略)

2 (略)

5～11 (略)

12 行動障害支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式により届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ (略)

13 要医療児者支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ (略)

14 精神障害者支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ (略)

14の2 高次脳機能障害支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ (略)

15 ピアサポート体制加算 100単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ (略)

2 (略)

5～11 (略)

12 行動障害支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ (略)

13 要医療児者支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ (略)

14 精神障害者支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ (略)

14の2 高次脳機能障害支援体制加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ (略)

15 ピアサポート体制加算 100単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

16	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位	16	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位
注	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定自立生活援助事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の3の6の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。		注	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定自立生活援助事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の3の6の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。	
17	地域体制強化共同支援加算	2,000単位	17	地域体制強化共同支援加算	2,000単位
注	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。		注	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。	
18	(略)		18	(略)	

附 則
(適用期日)

1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。
(経過措置)

2 この告示の適用の日前にこの告示による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（以下「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等」という。）の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）に受理された届出については、この告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の規定により行われた届出とみなす。